第４期中期経営改善計画の検討フレーム（概要）

令和元年　公社造林のあり方検討による整理

分収契約および調停条項等の履行

約束を守る

・森林の公益的機能の持続的発揮
・分収造林事業等の継続と契約に基づいた伐採
・経営改善の努力と借入金の返済
・農山村経済の基盤の確立等への寄与
・契約変更および不採算林の解約の取組の継続
・土地所有者や県民、下流社員等への説明

公益的機能の持続的発揮

琵琶湖の水源を守る

・非採算林や伐期前の採算林等における森林整備の実施

・抜き伐り（非皆伐）による公益的機能の維持

・天然更新による伐採終了後の針広混交林化（広葉樹林化）

ほか

県産木材の生産と販売

やまの資源を活かす

・現地調査の結果や現場条件を踏まえた合理的な伐採の実施

・業者への指導による生産性および品質の向上

・生産規模を活かした安定供給による商流の構築

ほか

地域社会への貢献

みんなのために役立つ

・農山村における継続的な雇用の創出

・伐採事業を通じた林業の成長産業化や林業技術者等の人材育成への寄与

・公共建築物等の地域の木材需要への対応

ほか

第3期中期経営改善計画の基本方針

公益的機能を将来に引き継ぐための公社林の多様な整備と利活用の推進
～　確かな施業で健全な山づくり　～

公益的機能の持続的発揮のための新たな方針に基づく森林整備の推進　等	森林資源の有効活用に資する木材の生産と販売の推進　等	伐期を見据えた集中的な分収造林契約の変更等の推進　等

【経営評価委員会での主な意見】

・環境林整備の達成率は非常に低い（27%）が、針広混交林化を図るという本来の目的は概ね達成されており、実際の評価は○に近い。
・計画が達成できなかったC材に特化した販売を行う事業地数、木材生産から販売までの林業事業体への業務委託件数は、いずれも計画策定時からの状況変化に対して、収益性を考慮し、柔軟に経営判断を行ったものであり、むしろ評価できる。
・各地で土砂災害が発生しているので、公社林では災害への対策をしっかりと講じられたい。
・林業は比較的労働災害が多い業種であるため、引き続き林業労働者の安全対策をしっかりと講じられたい。
・林業労働者の高齢化が進行しており、退職者も増えていくと考えられるため、滋賀県と連携しながら、今後の担い手の確保に努められたい。

【第4期中期経営改善計画策定に向けた検討フレーム】

基本的には現行計画の基本方針を踏襲し、この基本方針に沿った取組を推進するため、新たに県が導入した森林クラウドを積極的に活用して、より精度が高い事業量の把握に努めるとともに、これまでの経営評価等で意見をいただいている取組事項を中心に現状および課題を整理し、方向性を検討する。

○基本方針（案）

第4期中期経営改善計画の基本方針

適切な森林管理を通じた林業・木材産業の持続的発展と公益的機能発揮への貢献

水源林の公益的機能を高度に発揮させる森林整備の推進　等	地域の実情に応じた適切かつ効率的な木材生産と有利販売　等	契約期限の迫った契約地の集中的な分収造林契約の変更等の推進　等

○取組事項別の主な方向性（案）

（1）森林整備に関する事項

ア.間伐・環境林整備

継続　間伐・環境林整備

新規　環境林整備を実施した事業地における更新状況の継続的なモニタリング調査地を年１箇所ずつ設定し、植生の侵入状況等の調査を実施する。

イ.作業道補修

継続　作業道開設・補修

新規　作業道現況調査

R10 までに既設作業道の調査を完了する。（調査延長：約 310km）

（2）木材の生産および販売に関する事項

継続　効率的な木材生産と収益性の高い木材の販売

新規　施業範囲拡大や林業事業体の技能向上に向けた取組

＜削除＞　C材に特化した販売を行う事業地

（3）財務状況の改善に関する事項

継続　不採算林の解約、契約期間の延長

＜削除＞分収割合の変更

（4）その他経営の改善に関し必要な事項

継続　CO2 吸収認証や企業等と連携した森林づくり

新規　J-クレジット取引量

＜削除＞　J-クレジット認証量

第４期中期経営改善計画（素案）の概要

資料７

位置づけ　・「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」に基づき、長期経営計画の目標を達成するため必要事項を定めた５年間の計画

計画期間　・令和８年度～12 年度

第１章　基本方針

適切な森林管理を通じた林業・木材産業の持続的発展と公益的機能発揮への貢献

水源林の公益的機能を高度に発揮させる森林整備の推進　等	地域の実情に応じた適切かつ効率的な木材生産と有利販売等	契約期限の迫った契約地の集中的な分収造林契約の変更等の推進　等

第４章　財務状況の改善に関する事項

１．分収造林契約の変更・解約

・令和８年度から 12 年度に契約期限を迎える事業地の集中交渉

項目	R8	R9	R10	R11	R12	計
分収割合変更(ha)	―	―	―	―	―	―
不採算林解約(ha)	17	17	17	17	17	85
契約期間延長(ha)	45	45	45	45	45	225

２．その他の財務状況の改善の取組

（１）補助金の活用および受託事業の確保
（２）経費の節減

３．期間中の収支の見通し

（１）分収造林事業　（単位：百万円）

項目	R8	R9	R10	R11	R12	計
収入	299	295	297	304	282	1,477
支出	282	275	284	277	273	1,391
償還財源	17	20	13	27	9	86

※各項目数量は、旧滋賀県造林公社および旧びわ湖造林公社の合計

４．長期借入債務の弁済

滋賀県および兵庫県に対して、特定調停条項に従い、伐採等に基づく収益が生じた時に弁済していく。

第５章　組織体制の改善に関する事項

１．事務局体制の整備と人材の育成・確保

（１）事務局体制の整備
（２）人材の育成・確保

項目	R8	R9	R10	R11	R12
技術研修等の実施（回）	6	6	6	6	6

第２章　森林整備に関する事項

１．分収造林事業

（１）採算性判定に基づく森林区分

採算性判定の実施	R12 実施

（２）森林整備
・事業地の状況（成立本数、剥皮被害等）に合わせた各施業（保育間伐、枝打、病害虫獣防除、路網整備等）の実施
・長伐期を見据えた 51 年生以降の保育間伐　・不採算林における環境林整備
・気象害等を受けにくい森林整備　・作業道の整備，点検等

保育施業

項目	R8	R9	R10	R11	R12	計
間伐・環境林整備(ha)	180	180	180	180	180	900
病害虫獣防除(ha)	50	50	50	50	50	250

※各項目数量は、旧滋賀県造林公社と旧びわ湖造林公社の合計

路網等整備

項目	R8	R9	R10	R11	R12	計
Ⅱ作業道						
開設(m)	6,300	6,500	4,400	8,400	2,900	28,500
補修(m)	300	300	300	300	300	1,500
現況調査(m) 新	80,000	80,000	80,000	－	－	240,000

※各項目数量は、旧滋賀県造林公社と旧びわ湖造林公社の合計

伐採後の更新状況等調査② 新
環境林整備を実施した事業地における更新状況の継続的なﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ

項目	R8	R9	R10	R11	R12
ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ調査(箇所)	1	2	3	4	5

第６章　その他経営の改善に関し必要な事項

１．経営の透明性の向上と関係者の理解の醸成

（１）水源涵養をはじめとした公社林の多面的な価値および経営状況の発信
（２）地球温暖化防止に向けた取組の推進
・2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた CO_2 吸収量増加への取組強化

項目	R8	R9	R10	R11	R12
公社林における CO_2 吸収認証量($t\text{-}CO_2$)	928	921	952	942	861

（参考）

項目	R8	R9	R10	R11	R12
CO_2 吸収にかかる森林整備面積(ha)	265	263	272	269	246

（３）企業と連携した森林づくり等の促進
・企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）制度等の活用

項目	R8	R9	R10	R11	R12
企業等と連携した森林づくりの取組数(件)	2	2	2	2	2

・Ｊークレジット（びわ湖・カーボンクレジット）制度の活用

項目	R8	R9	R10	R11	R12
Ｊークレジット取引量($t\text{-}CO_2$)	300	300	300	300	300

２．その他の経営の改善の取組

（１）森林法に基づく森林経営計画等の策定
（２）森林資源管理台帳の維持管理

３．計画の進行管理

４．関係者への支援要請と連携

第３章　木材の生産および販売に関する事項

１．木材の生産

（１）分収造林事業
・抜き伐りにより全体を 10 年間隔４回に分けた環境に配慮した伐採
・効率的な路網配置や高性能林業機械の活用等による安定的な木材生産
・奥地化に対応した作業システムの検討（架線系技術の導入等）
・航空レーザ計測等最新技術を活かした適正な資源の把握

項目	R8	R9	R10	R11	R12	計
伐採面積(ha)	30	29	32	31	23	145
木材生産量(千㎥)	4.2	4.3	4.5	4.9	3.2	21.1
伐採収益（百万円）	20	24	16	33	11	104

※各項目数量は旧滋賀県造林公社と旧びわ湖造林公社の合計

（２）伐採後の更新状況等調査①
・１回目の伐採が終了した事業地における更新状況の継続的なﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ

項目	R8	R9	R10	R11	R12
ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ調査(箇所)	16	16	16	16	16

２．木材の販売

（１）収益性の高い販売方法の選択
○滋賀県木材流通センター等と連携した木材販売
・滋賀県木材流通センターとの連携
・中間土場設置による木材輸送の効率化

項目	R8	R9	R10	R11	R12
木材流通ｾﾝﾀｰと連携した木材販売割合(%)	90	90	90	90	90

○地域の木材需要に応じた多様な販売先の確保
・木材市場や認定事業体等へのびわ湖材の安定供給

項目	R8	R9	R10	R11	R12
びわ湖材証明の発行割合(%)	100	100	100	100	100

（２）木材販売の基盤の整備
・林業事業体との連携強化等による木材販売基盤の整備

項目	R8	R9	R10	R11	R12
林業事業体への長期受委託件数(件)	4	4	5	4	4

３．伐採収益の拡大に向けた取組

・第５期以降に伐採をすることにより、伐採収益の向上を見込める事業地は、第４期期間に伐採収益拡大に向けた次の取組を実施
（１）長伐期化を見据えた間伐の実施
（２）立木販売等の新たな発注方法の検討
（３）架線系技術等の新たな搬出技術の検討
・施業範囲拡大や林業事業体の技能向上に向けた取組　新

項目	R8	R9	R10	R11	R12
架線搬出技術の実証や活用に取り組む件数(件)	1	1	2	2	2

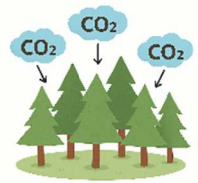

資料８

第４期中期経営改善計画（素案）の方向性について

長期経営計画	第３期中期経営改善計画	第４期中期経営改善計画の方向性
はじめに		
〇計画の位置づけ		
この計画は、県の特別な関与に関する条例第3条第1項および同条例施行規則（平成21年滋賀県規則第24号）第3条第1項に基づく、「経営が予定されている期間における長期の経営見通しおよび目標に関する計画」である。 なお、この計画は、事業の進捗状況に基づく自己評価、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。	この計画は、「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」（平成２１年滋賀県条例第２９号）第２条第１項および同条例施行規則（平成２１年滋賀県規則第２４号）第２条第１項に基づく「長期経営計画の目標を達成するため必要な事項を定めた５年を１期とする経営の改善に関する計画」である。 なお、この計画は、事業の進捗状況に基づく自己評価、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。	この計画は、「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」（平成２１年滋賀県条例第２９号）第２条第１項および同条例施行規則（平成２１年滋賀県規則第２４号）第２条第１項に基づく「長期経営計画の目標を達成するため必要な事項を定めた５年を１期とする経営の改善に関する計画」である。 なお、この計画は、事業の進捗状況に基づく自己評価、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。
〇計画期間		
経営予定期間は、契約期間を80年とする分収造林契約の終了年度である平成80年度までとする。	この計画の期間は、令和３年度から令和７年度までとする。	この計画の期間は、令和８年度から令和１２年度までとする。
第１章　基本方針		
〇経営の理念 琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林(もり)づくり －びわ湖の森林(もり)・つくる公社からいかす公社へ－ 〇経営の目標 (1)公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備の推進 琵琶湖・淀川流域の人々の生活と産業を支える公社林の公益的機能の持続的発　揮に配慮しつつ効率的な公社林の整備を図る。 ア. 採算性判定に基づく森林区分と不採算林の返還 経営の効率化の観点から、採算の見込めない森林について、その公益的機能の持続的発揮のための対策について関係機関と協議しながら、土地所有者に返還する。 イ. 公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備 採算林について、事業地の状況に応じ低コスト化を図り効率的な森林整備を行う。 (2)収益性の高い木材の生産と販売の推進 まとまった森林資源の規模を活かし、県内の木材生産の核としての役割を担い、収益性の高い生産と販売を行い着実に収益を確保する。 ア. 公益的機能の持続的発揮に配慮した収益性の高い伐採・搬出	**①イントロ** **〇第２期中期経営改善計画で重点的に取り組んできたこと** 平成２８年度から令和２年度までの５年間は、「第２期中期経営改善計画」に基づき、「これまで造成してきた森林資源を伐採し、木材産業等への安定供給を通して有効活用～公社経営にとって大きな転換期～」を基本方針として、森林整備、木材の生産販売、分収造林契約の変更等の推進に主に取り組んだ。また、事業の実施状況等については、引き続き、外部有識者からなる評価委員会の意見を踏まえて経営評価を行い、その結果により、事業内容や実施方法の改善・充実を図ってきた。 **〇第２期中期経営改善計画の実績と課題、公社の責務** 平成２７年度からは、公社林が順次伐期を迎えてきていることから、第２期中期経営改善計画期間において、特に、本格的な伐採の実行に重点的に取り組んだことで、木材生産・販売体制の確立を図ることができた。 一方で、森林の生育状況や事業地の奥地化等を踏まえると、将来的な伐採を見据えた保育施業が必要な事業地が存在するなどの課題が生じてきた。 また、第２期中期経営改善計画期間の取組において、公社林の価値や意義と向き合う中で、水源涵養や県土保全といった人々の「いのちの源」そのものが山には存在し、それを守り引き継ぐ責務を改めて認識した。	**①イントロ** **〇第３期経営改善計画で重点的に取り組んできたこと** ・「公益的機能を将来に引き継ぐための公社林の多様な整備と利活用の推進～確かな施業で健全な山づくり～」を基本方針に取組。 ・森林整備、本格的な木材生産と販売、分収造林契約の変更の推進 ・経営評価の実施による PDCA **〇第３期中期経営改善計画の実績と課題** 【森林整備】 ≪実績≫間伐面積は第３期中期計画目標を概ね達成の見込み ≪課題≫奥地森林の現況調査、間伐による公益的機能の高度発揮・気象害等を受けにくい森林造成、環境林整備の検証とフィードバック 【木材生産・販売】 ≪実績≫木材生産事業の伐採面積、材積、伐採収益とも第３期中期計画目標を達成見込み ≪課題≫主伐見送り地の発生、長期計画指標との乖離の拡大 事業地の奥地化による収益性の更なる低下

長期経営計画	第３期中期経営改善計画	第４期中期経営改善計画の方向性
公益的機能の持続的発揮に配慮しつつ、事業地の状況等を踏まえ、収益性の高い伐採･搬出を行う。 イ．安定的な木材の生産と販売 まとまった規模の森林資源を有効に活用し、安定的な販路の確保と収益性の向上を考慮した戦略的な販売を行う。 (3)健全な公社運営の確保 財務状況、組織体制等の経営基盤の改善を進め、健全な公社運営の確保を図る。 ア.財務状況の改善 分収造林契約の分収割合の変更、森林資源の新たな活用等により財務状況の改善を図る。 イ.組織体制の整備 公益法人制度改革への対応を進めるとともに、合理的･効率的な事務局体制の整備、人材の育成･確保を図る。 ウ．財務運営の改善等 林業公社会計基準への対応、契約方法の改善、森林資源の適切な管理等を図る。 エ.経営の透明性の向上、関係者の理解と参画の促進等 関係者への情報の提供･発信、森林づくり活動への参画の促進等を図る。 オ.経営計画の進行管理 経営計画の目標を達成するため、経営計画に基づく事業の実施状況について自己評価を実施し、PDCA(Plan、Do、Check、Action)のサイクルによる不断の改善の取り組みを行う。 カ.関係者への支援要請と連携 補助金の確保、獣害対策等について滋賀県をはじめ関係機関へ要請するほか、関係機関との連携を強化する。	さらには、公社林が持つ公益的機能の持続的発揮を通して、人々の生活やいのちを守っていくために、この責務を果たすことに公社一丸となって取り組んでいく決意を改めて有することができた。 **②国の動向** 〇森林経営管理法の施行と森林環境譲与税の創設（平成３１年４月施行） こうした中、国においては、平成３１年４月から森林経営管理法が施行されるとともに、森林環境譲与税制度を創設され、放置森林の整備を推進するなど、社会的な要請として適切な森林管理が一層求められることとなった。 **③滋賀県の動向** 〇「健康しが」「やまの健康」の推進、「公社造林のあり方」取りまとめ この間、滋賀県においては、「健康しが」をキーワードに、人も社会も自然も健康で、持続可能な共生社会の実現に向けた取り組みを進められた。あわせて、人口減少社会も見据えて農山村の活性化を図り、森林の多面的機能が長期にわたり維持されるよう奥地林も含めた森林の適切な管理を推進するなど、１００年後の森林の姿を描きながら「やまの健康」に係る取組も進められているところである。さらに、平成３０年度から令和元年度にかけては、「公社造林のあり方」に関して検討を進められ、今後の公社造林の方向性として、公益的機能の持続的発揮と伐採収益確保の両立を示されたところである。 **④社会・経済情勢** 〇地球温暖化対策、災害激甚化 また、昨今、深刻化する地球温暖化への対策として、脱炭素が世界における最重要課題の一つとなっており、カーボンゼロの実現に向けた暮らしや産業構造の転換への投資が推進される中、森林の CO_2吸収機能に対する期待が高まっている。 さらに、近年では、国内においても、集中豪雨による河川の氾濫や土砂崩れといった自然災害が激甚化してきていることから、森林の持つ防災機能の重要性がこれまで以上に増してきているところである。 **⑤結論** 〇第３期中期経営改善計画で重点的に取り組むこと このような国や滋賀県の政策の方向性および社会経済の動向を踏まえて、公社は、「いのちの源」である山を守り引き継ぐため、公社林の持つ公益的機能の持続的な発揮にこれまで以上に重点的に取り組むとともに、木材生産を中心とした森林資源の利用等を促進し、公益的機能の持続的発揮と伐採収益確保が両立する長期的な森林管理の視点を踏まえた公社林の整備に取り組んでいく必要がある。	【契約更改】 ≪実績≫契約変更等進捗状況（Ｒ７年度末：分収割合の変更 81.1%、 契約解除 80.8%、期間延長 95.7%） ≪課題≫第４期中に契約期限を迎える未更改者への対応 **②国の動向** ・森林環境税徴収開始、森林経営管理法改正（集約化構想、支援法人） …関心の高まり、地域森林の効率的な管理体制が求められる ・都市（まち）の木造化推進法施行 …木材利用の促進と地域材の需要拡大を期待 ・クリーンウッド法改正 …合法木材の流通管理を強化、木材供給者としての信頼性確保 **③滋賀県の動向** ・航空レーザ測量、森林クラウド …詳細な資源の状況が明らかに ・造林公社あり方検討 …分収造林事業の収束、公的管理、変わらぬ公益的機能発揮 ・森林組合の合併 …地域間連携、効率的な経営資源の活用 **④社会・経済動向** ・コロナ～アフターコロナ、ウッドショック、ロシアウクライナ侵攻 …木材価格の急騰と落ち着き、木材供給不安 ・円安、物価高、人件費上昇、住宅着工数減 …より厳しい経営環境 ・酷暑、集中豪雨 …気候変動の顕在化、災害対応の新たな課題 ・ＡＩ、ＩＣＴＤＸ …森林資源管理等事務の効率化 ・東証カーボンクレジット市場開設、ＧＸリーグ …森林のＣＯ2 吸収源としての価値の高まり

長期経営計画	第３期中期経営改善計画	第４期中期経営改善計画の方向性
	そこで、公社は、本計画の実行を通して、公社林が有する公益的機能を将来に引き継ぐために、健全な山づくりに資する多様な整備と利活用を推進し、長期経営計画に掲げる経営理念「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり　～　びわ湖の森林・つくる公社からいかす公社へ　～」の実現を図るとともに、これまで多額の御負担をいただいた滋賀県民を始めとする琵琶湖・淀川流域の住民の皆様の安全で安心な生活を守ろうとするものである。 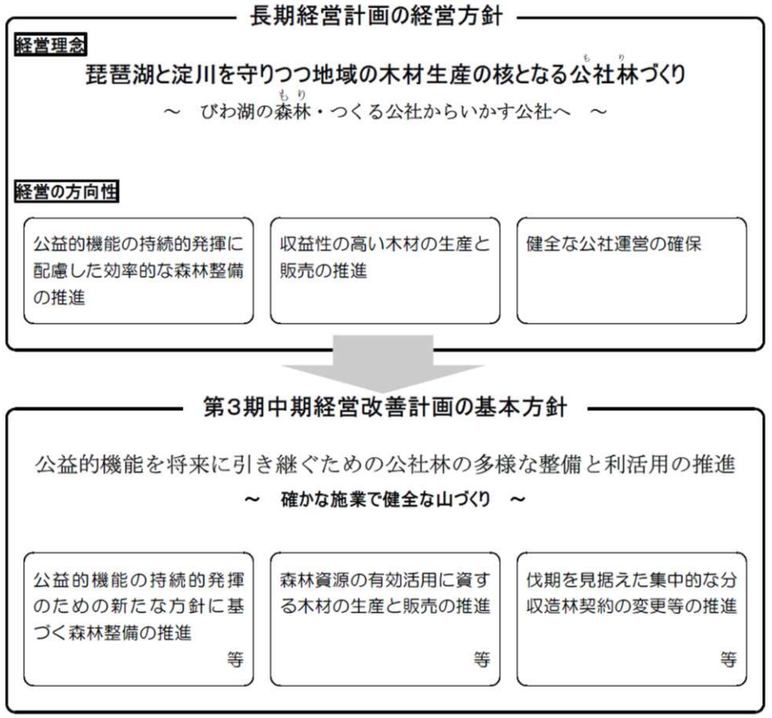 	⑤結論 方向性 ≪基本方針≫ 適切な森林管理を通じた林業・木材産業の持続的発展と公益的機能発揮への貢献 ≪項目別方針≫ ・適切な森林管理を通じた林業・木材産業の持続的発展と公益的機能発揮への貢献 ・地域の実情に応じた適切かつ効率的な木材生産と有利販売 ・契約期限の迫った契約地の集中的な分収造林契約の変更等の推進
第２章　森林整備に関する事項		
１．分収造林事業		
（１）採算性判定に基づく森林区分		
ア. 方針 経営の効率化の観点から、分収造林事業地のうち、採算の見込めない森林については、公益的機能の持続的発揮のための対策について関係機関と協議しながら、土地所有者に返還する。 イ. 取り組み内容 ①採算性判定による森林区分 土地所有者の理解を得ながら、各事業地について生育状況や路網整備状況等を精査した上で、採算性を判定し、採算が見込めるため分収造林	事業地の森林の生育状況、林道・作業道の状況について地理情報システム（ＧＩＳ）を活用した森林資源管理台帳の整備を引き続き進め、これに基づき、事業地の採算性判定を行う。 なお、この採算性判定は、今後、中期経営改善計画の改訂の機会を目途に継続的に行う。	【現状】 ・計画に従い、平成 23 年度（第１回）、平成 27 年度（第２回）、令和２年度（第３回）、令和７年度（第４回）を実施（予定）。 【課題】 ・航空レーザ計測解析結果により、採算性のある森林は、長期計画より大幅に少なくなることが判明したところ。こうした先進技術を活用し、より精緻な採算判定を行っていく必要がある。

<table>
<tr><th>長期経営計画</th><th>第３期中期経営改善計画</th><th>第４期中期経営改善計画の方向性</th></tr>
<tr>
<td>契約を継続する森林(採算林)と、採算が見込めないため分収造林契約を解約し土地所有者に返還する森林(不採算林)に区分する。
採算林については、公益的機能の持続的発揮に配慮しつつ、効率的な森林整備、収益性の高い伐採を行い、分収の上、分収造林契約終了後に土地所有者に返還する。
また、不採算林については、今後の森林の状況、路網の整備状況の変化に対応するため、明らかに採算が見込まれない森林から契約の解約を行うこととし、今後、繰り返し森林や路網の状況調査等を行い、採算性の判定を定期的に実施し、順次不採算林を返還していく。</td>
<td>
<table>
<tr><th>採算性判定</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R７</th></tr>
<tr><td>計画</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>第４回</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>実施予定</td></tr>
</table>
</td>
<td>【方向性】
・航空レーザ計測成果を踏まえ、令和 12 年度に、令和 13 年度から 17 年度に伐期を迎える事業地を対象に実施する。</td>
</tr>
<tr><td colspan="3">（２）森林整備</td></tr>
<tr>
<td>ア. 方針
採算林について、事業地の状況に応じ低コスト化を図り効率的な森林整備を行う。

イ. 取り組み内容
①長伐期化の推進
長伐期化を進めるため、分収造林契約期間を50年から80年へ延長することについて引き続き契約の変更を進める。

②保育施業基準の見直しと効率的な森林整備
採算性に基づく森林区分に応じ、森林整備の重点化等を図るため、保育施業基準を見直し、効率的な森林整備を行う。
なお、間伐にあたっては、経営の改善に資するため、利用間伐を積極的に推進する。

③路網整備の推進
保育を効率的に行うため、森林の現況等を踏まえ、将来の伐採手法を踏まえた路網のあり方も考慮しつつ、補助金、交付金等の活用、市町および森林組合等との連携によりコストダウンを図りながら路網整備を推進する。</td>
<td>現況に対応した保育施業による適切な森林整備を効率的に推進し、森林の公益的機能の持続的発揮に配慮する。

契約を継続する森林は、事業地の状況（成立本数、剥皮被害等）に合わせた各施業（間伐、枝打、病害虫獣防除、路網整備等）を行うほか、長伐期を見据えた５１年生以降の間伐を実施する。

解約を予定する森林においても新たに間伐を行い、将来的に針広混交林化を図るため環境林整備を実施する。これにより解約後の森林における水源涵養等の公益的機能の発揮を図る。

また、近年、台風や集中豪雨等により災害が発生しやすい気象傾向にあるため、森林の防災機能を低下させないように、危険木の除去や風倒木の処理を実施する。

路網の整備については、森林管理や木材生産に向け基幹となる作業道等を整備する。</td>
<td>【現状】
・現況調査に基づき保育施業を実施し、森林の公益的機能の持続的発揮を図った。
・長伐期を見据え、良質材生産による収益性の向上および公益的機能の持続的発揮を図るため、５１年生以降の森林においても間伐等を実施した。
・解約を予定する森林においては、解約後においても公益的機能が発揮されるよう環境林整備を実施した。
・木材生産事業実施の際、必要に応じて危険木の除去や風倒木の処理を実施した。
・森林管理や木材生産に向け、基幹となる作業道等の補修を実施した。

【課題】
・奥地事業地の詳細な現況把握
・間伐による公益的機能の発揮、気象害等を受けにくい森林の造成
・環境林整備実施後の検証および検証結果の針広混交林化促進への反映
・既設作業道の荒廃箇所の把握および復旧

【方向性】
・森林クラウドの活用による現況把握により、計画的に間伐および環境林整備を実施する。
・非採算林における間伐実施により、公益的機能高度発揮森林への誘導に取り組む。
・環境林整備実施事業後のモニタリング調査を実施し、調査結果をフィードバックして針広混交林化の促進を図る。
・既設作業道の現況調査を行い、調査結果を基に復旧工事を行う。被災原因等を共有し、崩れにくい道づくりに取り組む。</td>
</tr>
</table>

長期経営計画

第３期中期経営改善計画

ha、m

項目		R3	R4	R5	R6	R 7	計	達成率
保育間伐	計画	100	100	100	100	100	500	101%
	実績	112	35	102	131	124	504	
枝打	計画	10	10	8	11	11	50	112%
	実績	13	10	10	11	12	56	
病害虫獣防除	計画	100	110	105	85	100	500	110%
	実績	105	112	121	99	112	549	
環境林整備	計画	100	100	100	100	100	500	54%
	実績	60	122	47	27	15	271	
Ⅱ作業道（開設）	計画	19,000	18,000	18,000	15,000	22,000	92,000	128%
	実績	22,579	18,123	27,403	26,743	22,765	117,613	
Ⅱ作業道（拡幅・補修）	計画	200	200	200	200	200	1,000	403%
	実績	568	573	302	1,044	1,543	4,030	
Ⅲ作業道（開設・補修）	計画	300	300	300	300	300	1,500	330%
	実績	883	1922	304	760	1,075	4,944	

※令和７年度実績は見込数量（以下同様）　※Ⅱ作業道：1.8m～2.5m（林内作業車道）Ⅲ作業道：2.5m～3.0m（トラック道）

第４期中期経営改善計画の方向性

ha

保育施業	R8	R9	R10	R11	R12	計
間伐・環境林整備	180	180	180	180	180	900
病害虫獣防除	50	50	50	50	50	250

m

路網等整備 Ⅱ作業道	R8	R9	R10	R11	R12	計
開設	6,300	6,500	4,400	8,400	2,900	28,500
補修	300	300	300	300	300	1,500
現況調査新	80,000	80,000	80,000	－	－	240,000

環境林整備を実施した事業地における更新状況の継続的なモニタリング

箇所

	R8	R9	R10	R11	R12
ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ調査新	1	2	3	4	5

＜経営評価結果＞ 第２章 森林整備に関する事項

〇令和８年度以降の必要な取組

・公益的機能の持続的発揮に向けて、引き続き森林の生育状況や被害状況等を踏まえながら、着実に事業を実施する。

・解約予定スケジュールと歩調を合わせ、針広混交林化への誘導が必要な箇所において事業を実施する。

◎経営評価委員会意見

・環境林整備の達成率は非常に低いが、針広混交林化を図るという本来の目的は概ね達成されている。

長期経営計画	第３期中期経営改善計画	第４期中期経営改善計画の方向性
（３）利用間伐の推進		
②保育施業基準の見直しと効率的な森林整備（再掲載） 採算性に基づく森林区分に応じ、森林整備の重点化等を図るため、保育施業基準を見直し、効率的な森林整備を行う。 なお、間伐にあたっては、経営の改善に資するため、利用間伐を積極的に推進する。	対象事業地において、伐期の成立本数に達しているため利用間伐を要しないことから、第３期中期経営改善計画では項目設定をしない。	同左
２．分収育林事業		
採算林の保育基準に準じて、適切な保育管理を行う。 費用負担者（緑のオーナー）に対する見学会の開催等により、森林保全活動への参画を進める。	すべての分収育林事業地において、第３期中期経営改善計画期間に最終伐採を予定し、保育対象事業地が存在しないため、第３期中期経営改善計画ではこの項は設けない。	同左
第３章　木材の生産と販売に関する事項		
１．木材の生産		
（１）分収造林事業		
ア. 方針 採算林について、11齢級（51年生）以降において伐採を行う。伐採にあたっては、伐採による公益的機能への影響を軽減するため、一度の伐採率を概ね25％程度とし、事業地ごとに11齢級、13齢級、15齢級、16齢級の4回に分けて10年間隔で伐採を行うことを原則とする。 伐採後は、天然下種更新により広葉樹林化等をめざすことを基本とし、収益性と森林の公益的機能の持続的発揮に配慮した適切な伐採・搬出方法を選択し採用する。 天然下種更新については、その進捗状況を検証し、その結果等を踏まえ、その後の伐採方法や伐採後の植栽等更新のあり方について検討する。 また、滋賀県等の関係機関に対し、獣害対策等について協力を要請する。 イ. 取り組み内容 ①適切な伐採・搬出方法の選択 事業地の地形、造林木、前生稚樹、下層植生、獣害等の状況に応じて、森林形態の確保に努める等公益的機能の持続的発揮に十分配慮の上、土地所有者の意向も踏まえ、国および県の補助制度を最大限に活用し、列状、定性等の伐採手法と、架線、路網、高性能林業機械等の搬出技術を組み合わせた、適切かつ効率的な伐採・搬出方法を選択する。	旧滋賀県造林公社および旧びわ湖造林公社の事業地において、１１齢級（５１年生）に達した森林を順次伐採し、木材生産を行う。伐採に当たっては、森林の持つ公益的機能の持続的発揮に配慮するため、事業地全体を１０年間隔で４回に分けて伐採することとし、原則として定性伐採（抜き伐り）により行う。 木材の生産については、公社林と隣接する森林と連携するなど施業の集約化や林業事業体との連携強化を図るとともに、地形条件に合った効率的な路網の配置や高性能林業機械の活用等により安定的な木材生産を行う。また、架線系技術の導入など事業地の奥地化に対応した作業システムの検討を行う。 木材の需要に応じた仕分けを徹底し、Ａ材、Ｂ材の生産を基本としつつ、根曲がりや獣害が多い事業地等においては、造材や仕分けコスト等を削減したＣ材に特化した生産を行う。 また、林業事業体等と連携し長期施業委託を進めるとともに、森林計画単位の複数年契約や立木販売などの発注方法の導入について検討する。 生産性の向上等に資するこれらの取組を実施することにより、公社林の将来の伐採収益拡大を目指す。	【現状】 ・木材生産に係る指標については、伐採面積、材積、伐採収益いずれも計画を達成する見込み。ウッドショックによる木材価格の上昇に合わせ材積を増加させ、木材流通センターと連携した木材の安定供給や有利販売を行ったことにより、計画を大幅に超える伐採収益を確保することができた。 【課題】 ・引き続きＡ・Ｂ材に加え、需要の動向を捉えて細材や被害木、林地残材も有効活用するとともに、物流コストの削減など、効率的な木材生産や収益の向上に取り組む必要がある。 ・近年は事業地の奥地化が進み、採算の観点等から伐採が可能な林分が減少傾向にあることから、現場条件に応じた架線など新たな技術の適用などにより、伐採範囲の拡大に努める必要がある。 【方向性】 ・公益的機能を持続的に発揮させることと、需要に応じて柔軟に供給することを一層重視した木材生産を実践するとともに、施業範囲の拡大や効率化に向けた新たな技術等の導入を図る。

長期経営計画

特に、伐採・搬出経費の軽減や公益的機能の発揮に配慮したさまざまな伐採方法が可能となるよう、路網と車両による作業システムが適切と見込まれる場合は、これを積極的に導入する。

【旧滋賀県造林公社】　ha、千 m3、百万円

項目	R8	R9	R10	R11	R12	計
伐採面積	55	65	65	65	65	315
木材生産量	10.9	14.5	16.0	16.0	16.0	73.4
伐採収益	169	293	374	368	364	1,568

※伐採収益は、伐採等に係る補助金を含む

【旧びわ湖造林公社】　ha、千 m3、百万円

項目	R8	R9	R10	R11	R12	計
伐採面積	80	80	80	80	90	410
木材生産量	14.0	14.0	14.0	14.0	15.7	71.7
伐採収益	207	208	207	204	245	1,071

※伐採収益は、伐採等に係る補助金を含む

第３期中期経営改善計画

ha、千 m3、百万円

分収造林事業		R3	R4	R5	R6	R 7	計	達成率
参 長期計画	伐採面積	55	55	125	135	135	505	
	木材生産量	10.9	10.9	23.1	24.9	24.9	94.7	
	伐採収益	162	162	344	364	368	1400	
計画	伐採面積	42	40	42	36	52	212	
	木材生産量	7.1	6.6	7.5	6.4	9.1	36.7	
	伐採収益	22	17	20	22	31	112	
実績	伐採面積	36	36	49	48	50	219	103%
	木材生産量	7.6	8.3	12.4	10.9	8.6	47.8	130%
	伐採収益	63	75	95	82	52	367	328%

※伐採収益は、伐採等に係る補助金を含む

［旧滋賀県造林公社］

項　目	R3	R4	R5	R6	R7	計	達成状況	長期経営計画の目標
伐採面積　(ha)	42	40	13	6	15	116	323	2,503
木材生産量　(千㎥)	7.1	6.6	1.9	1.1	2.6	19.3	60.2	668.2
伐採収益　(百万円)	22	17	7	4	10	60	248	7,078

※　伐採収益には、伐採等にかかる補助金を含む。

［旧びわ湖造林公社］

項　目	R3	R4	R5	R6	R7	計	達成状況	長期経営計画の目標
伐採面積　(ha)	－	－	29	30	37	96	96	5,048
木材生産量　(千㎥)	－	－	5.6	5.3	6.5	17.4	17.4	1,202.6
伐採収益　(百万円)	－	－	13	18	21	52	52	12,656

※　伐採収益には、伐採等にかかる補助金を含む。

第４期中期経営改善計画の方向性

【両公社】　ha、千 m3、百万円

項目	R8	R9	R10	R11	R12	計
伐採面積	30	29	32	31	23	145
木材生産量	4.2	4.3	4.5	4.9	3.2	21.1
伐採収益	20	24	16	33	11	104

※伐採収益は、伐採等に係る補助金を含む

（内 滋賀県造林公社）　ha、千 m3、百万円

項目	R8	R9	R10	R11	R12	計
伐採面積	19	18	25	16	19	97
木材生産量	2.3	2.3	3.3	2.3	2.4	12.6
伐採収益	1	4	4	6	3	18

※伐採収益は、伐採等に係る補助金を含む

（内旧びわ湖造林公社）　ha、千 m3、百万円

項目	R8	R9	R10	R11	R12	計
伐採面積	11	11	7	15	4	48
木材生産量	1.9	2.0	1.2	2.6	0.8	8.5
伐採収益	19	20	12	27	8	86

※伐採収益は、伐採等に係る補助金を含む

長期経営計画	第３期中期経営改善計画	第４期中期経営改善計画の方向性

間伐地の更新状況等調査

伐採後における天然下種更新について、その進捗状況を検証し、その結果等を踏まえ、伐採方法や伐採後の植栽等更新のあり方について検討を行い、必要に応じてその後の伐採方法の見直しや植栽等の対策を行う。

このため、滋賀県造林公社の平成27年度の伐採開始までに、両公社の間伐の実施地等において更新状況に係るモニタリング調査を実施するほか、伐採後の事業地についてもモニタリング調査を実施するとともに、関係機関における調査研究の成果等を踏まえ、よりよい伐採方法や更新手法について研究・試行等を行う。

また、滋賀県等の関係機関に対し、獣害対策、天然下種更新に関するモニタリング調査への協力、植栽等が必要な場合についての支援を要請する。

（２）伐採後の更新状況等調査

原則として１０年間隔で４回の伐採による広葉樹林化等を目指すこととし、１回目の伐採が終了した事業地において更新状況の継続的なモニタリング調査を行い、伐採後の天然下種更新の状況を把握する。

同時に、２回目以降の伐採に向けて残存木の生育状況についても調査を行う。

箇所

モニタリング調査	R3	R4	R5	R6	R 7
計画	8	8	8	12	16
実績	8	8	8	12	16

【現状】

・調査の結果、植生の種類は徐々に増加傾向にあり、多くの調査地で高木性広葉樹の侵入が認められた。ニホンジカによる食害の影響は、獣害防護柵の内外で大きな差は見られない状況。

【課題】

・今後樹冠の鬱閉やニホンジカ食害の状況、２回目の伐採の影響等の変化を的確に捉えて施業に反映していくため、調査方法や考察について専門家の協力が必要である。

【方向性】

・滋賀県琵琶湖環境科学技術センター職員に協力を仰ぎ、的確な調査および考察を実施し、必要に応じて施業に反映させる。

1 回目の伐採が終了した事業地における更新状況の継続的なﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ

箇所

ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ調査	R8	R9	R10	R11	R12
	16	16	16	16	16

（２）分収育林事業【旧びわ湖造林公社】

ア. 方針

分収育林契約に従い、伐採および収益の分収を行う。

伐採にあたっては、公益的機能の発揮に配慮し、土地所有者の同意を得て土地所有者の持分の造林木を林地に残す材積分収方式を基本とし、伐採方法は定性伐採（抜き伐り）を基本とする。

（３）分収育林事業［旧びわ湖造林公社］

分収育林契約に従って、永源寺渓流の森（東近江市）、岩尾の森（甲賀市）、古陶の森（甲賀市）、奥伊吹清流の森（米原市）および比良緑風の森（大津市）について、伐採および収益の分収を行う。伐採は、原則、契約満期の前年に行う。なお、伐採に当たっては、公益的機能の持続的発揮に配慮し、土地所有者等の同意を得て土地所有者の持分の立木を林地に残す材積分収方式を基本とし、伐採方法は定性伐採（抜き伐り）を基本とする。

ha、千 m3、百万円

分収育林事業		R3	R4	R5	R6	R 7	計	達成率
計画	伐採面積	4	―	15	―	8.78	27.78	
	木材生産量	364	―	863	―	537	1,764	
	伐採収益	1	―	4	―	1	6	
実績	伐採面積	―	4	14	―	10	28	100%
	木材生産量	―	374	2,099	―	60	2533	144%
	伐採収益	―	4	18	―	1	23	383%

削除

すべての分収育林事業地において、第３期中期経営改善計画期間に最終伐採を予定し、対象事業地が存在しないため、第４期中期経営改善計画ではこの項は設けない。

長期経営計画	第３期中期経営改善計画	第４期中期経営改善計画の方向性

２．木材の販売

（１）販路の開拓

ア. 方針

平成27年度から滋賀県造林公社が伐採を開始することとしており、さらにびわ湖造林公社が伐採開始を予定する平成35年度以降、まとまった規模の木材を計画的に生産することになるという両公社の特性を活かし、それまでの販売や利用間伐の販売を通じて、販売ノウハウの蓄積に努めるとともに、必要な体制等を整え、積極的な営業活動を行い、高い収益を確保するため戦略的な販売を行う。

イ. 取り組み内容

特に滋賀県造林公社が伐採を開始する平成27年度までに、重点的に伐採計画について原木市場や合板･集成材工場等に積極的な情報提供を行うほか、木材需要を的確に把握し販路開拓を進める。

第３期中期経営改善計画期間においては、第２期中期経営改善計画期間において開拓した販路を活用して収益性の高い販売を行っていく必要があるため、次項の収益性の高い販売方法の選択と一体的に記載し、第３期中期経営改善計画ではこの項は設けない。

同左

（２）収益性の高い販売方法の選択

生産方法も考慮しつつ、木材の規格･品質、販売時期、運搬経費等の物流コスト、市場手数料等の商流コスト、補助金、事務負担等を総合的に勘案し、高い収益を確保することができる方法により販売を行う。

このため、滋賀県における木材の流通体制の整備の状況を踏まえつつ、仕分けに基づく市場販売をはじめ、安定的な販売先確保と有利な価格設定のための合板･集成材工場等との協定締結による販売、伐採･搬出と木材販売を合わせて素材生産業者と契約する複合契約、原木市場等への販売の委託等のさまざまな販売方法を状況に応じて選択し採用する。

（１）収益性の高い販売方法の選択

①滋賀県木材流通センター等と連携した木材販売

滋賀県木材流通センターと連携し、年間を通じて安定的に木材生産が可能な強みを活かした価格交渉により、有利な販売先の開拓・確保に努める。

木材の輸送については、事業地の近隣に大型トラックの進入が可能な中間土場を設置することによって、木材の積み合わせや需要先への直接運搬等の効率化を図り、より収益性の高い販売に努める。

また、近隣諸国への輸出については、商社等から積極的に情報収集を行い、木材輸　出の拡大に向けた検討を進める。

%

木材流通センターと連携した販売割合	R3	R4	R5	R6	R 7
計画	75	75	80	80	80
実績	70	94	93	95	95

①滋賀県木材流通センター等と連携した木材販売

【現状】

・滋賀県木材流通センターと連携し、安定した木材の販売に努めた。また、需要者から直接、公社に出材要請があった場合でも、同センターと連携した販売を行い、トラック輸送網を活用することで、輸送コストの縮減を図った。

【課題】

・需要に応じた安定的な木材生産やさらなる物流コストの削減等

【方向性】

・引き続き中間土場の設置や木材流通センターと連携し、県内外の木材需要に応え、より収益性の高い販売に努める。

%

木材流通ｾﾝﾀｰと連携した木材販売割合	R8	R9	R10	R11	R12
	90	90	90	90	90

長期経営計画	第３期中期経営改善計画	第４期中期経営改善計画の方向性

②地域の木材需要に応じた多様な販売先の確保

県産材利用住宅および公共施設をはじめとした非住宅建築物の動向について、滋賀 県や木材事業者等と情報交換を行うとともに供給体制の構築を図る。特に、びわ湖材製品の流通拡大に向けて、木材市場や認定事業体等へびわ湖材を安定的に供給する。

また、林地残材を含めたＣ材についても、木質バイオマスエネルギー等としての活用のため積極的に供給する。

%

びわ湖材証明の発行割合	R3	R4	R5	R6	R 7
計画	100	100	100	100	100
実績	100	100	100	100	100

箇所

Ｃ材に特化した販売を行う事業地数	R3	R4	R5	R6	R 7
計画	4	4	5	5	6
実績	3	1	2	3	1

②地域の木材需要に応じた多様な販売先の確保

【現状】

・びわ湖材産地証明制度に基づき、公社材の産地、合法性を証明し、信頼性を担保するため、販売した木材全てにびわ湖材証明を発行した。

・現在の木材価格の動向を踏まえ、AB 材を中心に搬出しつつＣ材も搬出し、収益の向上に努めた。

・地域の公共施設等への木材需要を把握し、供給に努めた。

【課題】

・地域の木造公共施設等に対する木材需要の把握や安定供給の推進

【方向性】

・都市（まち）の木造化推進法を踏まえ、県と連携した建築物の木材需要への対応、クリーンウッド法に基づく適正な木材の生産販売、ライフサイクルＧＨＧの取組による木質バイオマス施設への適切な供給

%

びわ湖材証明の発行割合	R8	R9	R10	R11	R12
	100	100	100	100	100

（３）木材販売の基盤の整備

木材市況を把握し、それに応じた造材や仕分けまたはその指示をする職員、および営業を専任で行う職員について、民間事業体での職員の研修や民間人材の活用等により、その育成･確保を図る。

また、木材の仕分け、ストック（貯留）、運搬等のために必要な中間土場の確保について、原木市場や森林組合等との連携も図りつつ、検討を進める。

さらに、伐採を行う素材生産業者の人員や高性能林業機械等の基盤整備を促進するため、両公社の伐採計画等の情報を素材生産業者に対し積極的に提供する。

（２）木材販売の基盤の整備

計画期間内の木材生産および販売に関する計画を早期に情報提供することにより事業の受注者となる林業事業体の確保に努める。また、長期施業委託による隣接森林との集約化施業の促進とともに、木材の生産から販売までの業務委託等、林業事業体との連携強化を図ることなどにより木材販売の基盤の整備に努める。

林業事業体における新規就労者の確保や職員の資質の向上のため、滋賀県労働力確保支援センターにおいて必要な知識や技術の習得に向けた研修等を積極的に実施する。

また、実施にあたっては、滋賀もりづくりアカデミーと連携を図る。

件

木材生産から販売までの林業事業体への業務委託件数	R3	R4	R5	R6	R 7
計画_件	2	2	3	3	4
実績_件	0	0	0	0	0

【現状】

・林業事業体に森林経営計画の策定から木材生産、補助金申請まで委託したが、木材販売については、収益性を考慮し、公社自らが行うこととした。

【課題】

・効率的な木材生産販売手法の検討

【方向性】

・長期施業委託による隣接森林との集約化施業の促進など、林業事業体との連携強化のさらなる推進を図る。

件

林業事業体への長期受委託件数	R8		R9	R10	R11	R12
	4		4	5	4	4

長期経営計画	第３期中期経営改善計画	第４期中期経営改善計画の方向性
項目なし	３．伐採収益の拡大に向けた取組	
	第３期中期経営改善計画期間内に伐期を迎える事業地のうち、第４期以降に伐採をすることにより、伐採収益の向上が見込める事業地においては、現地の状況等に応じて、第３期期間に次の事項を積極的に実施する。 （１）長伐期化を見据えた間伐の実施 （２）Ｃ材に特化した生産販売体制の構築 （３）立木販売等の新たな発注方法の検討 （４）林業専用道等の基幹となる路網の整備 （５）架線系技術等の新たな搬出技術の検討　　等	【現状】 (1)将来収益が見込める事業地については、必要に応じて保育間伐等を実施した。 (2)ウッドショック等で木材価格の上昇が確認されたこと等から、Ｃ材に特化した生産販売体制はとらず、ＡＢ材を主体に生産し、需要等に応じＣ材も搬出することとした。 (3)発注方法については、資源の状況などから、主として伐採収益が最大となるよう設定した。 (4)林業専用道については、計画はしていたが施工には至らなかった。 (5)搬出技術について、立地条件等により架線搬出も実施したが、機械や技術を有する事業者が少ないことなどから、主に作業道作設による車両系搬出を推進した。 【課題】 ・採算性を高めるための生産技術の研究や現場への適用 【方向性】 ・将来的に収益が見込める事業地については引き続き、必要に応じ保育施業等を実施する。 ・架線搬出を含めた多様な生産方法について検討し、事業者の持つ技術の向上や継承に努める。 件 架線搬出技術の実証や活用に取り組む件数新：R8 1、R9 1、R10 2、R11 2、R12 2

＜経営評価結果＞ 第３章 木材の生産と販売に関する事項

〇令和８年度以降の必要な取組

・公社林と隣接する森林との施業集約化や地形条件に合った効率的な路網配置、架線による搬出の実施、A 材・B 材に加え小径材や獣害被害木等の林地残材の積極的な搬出等により、年間を通じた安定的な生産に努める。

・担い手対策として、林業事業体が計画的に事業に参画できるよう木材生産情報を早期に提供する。

・滋賀県木材流通センターと連携し、価格的に有利な販売先を確保するほか、土場から販売先への直送による物流コストの縮減等により、収益性の高い販売に努める。

・伐採を延期した事業地において、長伐期化を見据えた間伐の実施や期間路網の整備、架線系搬出技術の検討等を行う。

◎経営評価委員会意見

・計画が達成できなかった２項目※は、いずれも計画策定時からの状況変化に対して、収益性を考慮し、柔軟に経営判断を行ったものであり、むしろ評価できる。

第４章　財務状況の改善に関する事項

１．分収造林契約の変更・解約

ア. 方針 木材価格の下落、事業費の増嵩等のため、分収造林により当初想定していた収益を得ることが困難となっており、公社の投下経費の回収も困難な状態になっている。 このため、採算林については、分収造林契約に基づく分収割合について、土地所有者の理解を得ながら、土地所有者40%：造林公社60%から、土地所有者10%：造林公社90%へ変更するため、契約変更を進める。	採算林における分収割合の変更および長伐期化に向けた契約期間の延長に係る契約変更については、令和３年度から令和７年度に契約期限を迎える事業地の土地所有者への集中的な交渉により効果的な更改協議の実施に努める。 協議にあたっては、令和３年度より５１年生以降の森林に対する保育施業を新たに実施することを踏まえ、十分に施業内容を説明した上で土地所有者の合意を得るように進める。	【現状】 ・第３期中期経営改善計画の目標は、契約期間の延長を除き、土地所有者の理解が得られるよう粘り強く交渉した結果、大きく達成できたものの、契約更改に応じていただくのが難しい土地所有者かつ零細面積の土地所有者が未更改状態であり、契約更改率 100%の達成が極めて困難な状況となっている。

長期経営計画

また、不採算林については、分収造林契約の解約を進める。

併せて、長伐期化に向けた50年から80年への期間延長のための契約変更を引き続き進める。

イ. 取り組み内容

地域協力員の設置、地域説明会の開催等により、分収造林契約の変更・解約についての土地所有者との協議を推進する。

土地所有者との協議にあたっては、造林公社の経営の状況や契約変更の必要性等について十分に説明し、その理解を得るように努めるほか、継続的に情報の提供を行っていく。

不採算林については、返還後も森林の公益的機能の持続的発揮を図るため、林地が保全され土地所有者の管理コストがかからない森林（針広混交林化等）をめざすこととし、森林の状況や土地所有者の意向を踏まえ、必要に応じて造林事業の実施、環境林整備事業による強度間伐の実施、保安林の指定等の対策が講じられるよう滋賀県等関係機関と協議・調整を行う。また、企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）やカーボン・オフセット・クレジット制度（J－VER）等の取り組みによる支援を検討する。

第３期中期経営改善計画

不採算林の契約の解約についても、令和３年度から令和７年度に契約期限を迎える事業地の土地所有者に対して協議を集中的に実施する。

また、今後の森林の状況、路網の整備状況の変化および周辺森林の伐採等に考慮し、明らかに採算が見込まれず、周辺森林の伐採に影響が生じない森林の解約を進める。

契約の解約に当たっては、森林の公益的機能の持続的発揮のため、必要な箇所で新たに環境林整備事業を実施することにより所有者の理解を得ることに努める。

なお、解約後の森林についても土地所有者の意向を踏まえ、適正な森林整備のための対策が講じられるよう、引き続き、滋賀県等関係機関との協議・調整を行う。

ha

項目		R3	R4	R5	R6	R 7	計	達成率
分収割合の変更	計画	150	150	150	150	150	750	161%
	実績	314	286	234	221	156	1,212	
不採算林の解約	計画	140	140	140	140	140	700	188%
	実績	413	197	203	351	156	1,320	
契約期間の延長	計画	150	150	150	150	150	750	76%
	実績	245	80	226	18	4	573	

＜経営評価結果＞ 第４章 財務状況の改善に関する事項

〇令和８年度以降の必要な取組

・契約期間の延長については、「滋賀県分収造林事業あり方検討委員会」の動向を注視し、土地所有者に丁寧に説明しながら粘り強く交渉を行う。

・分収割合の変更および不採算林の解約についても、同意いただけていない方がまだ数多く残っていることから、引き続き粘り強く交渉を行う。

・償還財源については、引き続き確保できるよう伐採収益の向上に努める。

◎経営評価委員会意見

・現在、滋賀県で分収造林事業の在り方検討が行われており、今後の状況は不透明だが、公社としては計画に基づき、計画達成に向けて取り組まれたい。

・単年度毎の評価では計画を達成できていないこともあるが、累計では大きく計画を達成している、もしくは達成に近い状況もあり、そこまで悪い評価ではない。

第４期中期経営改善計画の方向性

【課題】

・伐期まで期間に余裕のある土地所有者に対する対応方針

・契約期限の迫った土地所有者を対象とした計画目標等の設定

【方向性】

・土地所有者に理解が得られるよう、分収率の変更は一旦保留し、不採算林の解約、契約期間の延長について、第４期計画内に契約期限が迫った事業地の交渉を集中的に実施

ha

項目	R8	R9	R10	R11	R12	計
分収割合の変更	—	—	—	—	—	—
不採算林の解約	17	17	17	17	17	85
契約期間の延長	45	45	45	45	45	225

長期経営計画	第３期中期経営改善計画	第４期中期経営改善計画の方向性
２．森林資源の新たな活用	**→ 第６章　１．経営の透明性向上と関係者の理解の醸成　へ移動**	
ア. 方針 近年、健全で持続可能な森林経営、環境保全への配慮、さらに地球温暖化対策への貢献や市民による森林管理への意識向上と参加促進等のため、また、木材価値の向上や新たな収益の確保のため、企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）、カーボン・オフセット・クレジット制度（J－VER）、森林認証等さまざまな取り組みが行われている。 森林整備について企業等から資金の導入を図るとともに、木材の販路を確保する取り組みの一環として、また、琵琶湖・淀川の水源林等としての役割について広く理解を得るため、採算性や事務負担を考慮しながら、これらの取り組みを進める。 また、再生可能エネルギーへの転換の動きも踏まえ、燃料としての木質バイオマスの利用をはじめ、森林資源の新たな活用策について、関係機関と連携して検討する。	森林資源の新たな活用に関する各項目（企業の森、滋賀県森林ＣＯ$_2$吸収量認証、Ｊ－クレジット制度、森林認証）については、財務の改善よりも公益性等の関係者理解の醸成として有効に実施していることから、第３期中期経営改善計画では、第４章財務状況の改善に関する事項ではなく第６章その他の経営改善に関する事項に項目を設ける。	同左
（１）企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）の導入		
イ. 取り組み内容 ①企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）の導入 琵琶湖・淀川の水源林という公社林の特性を活かしつつ、企業等から間伐等の保育事業に対する資金の提供と森林整備への参加を図るため、企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）について導入を進める。 導入にあたっては、付加価値を高めるため滋賀県森林CO2吸収認証制度およびカーボン・オフセット・クレジット制度（J－VER）と組み合わせた導入も検討する。	〃	〃
（２）滋賀県森林ＣＯ２吸収量認証の申請、Ｊ－クレジット制度の導入検討		
②滋賀県森林CO2吸収認証制度、カーボン・オフセット・クレジット制度（J－VER）の導入 企業等から間伐等に対する資金の導入と、これまでの水源林としてのみならず地球温暖化対策に係る公益的機能についての理解を促進するため、滋賀県森林CO2吸収認証制度、カーボン・オフセット・クレジット制度（J－VER）の導入の検討を進める。特に、カーボン・オフセット・クレジット制度（J－VER）については、認証や維持等に係る関係機関による審査に必要な経費や事務を勘案しながら、導入を検討する。 また、契約を解約する不採算林について、所有者の意向を踏まえ、こうした取り組みによる森林整備のための資金導入に向けた関係機関との協議・調整について支援を行う。	〃	〃

長期経営計画	第３期中期経営改善計画	第４期中期経営改善計画の方向性
（３）森林認証の導入検討		
③森林認証の導入検討 森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関して森林を認証する森林認証制度について、住宅メーカー等が認証を受けた森林から生産される木材を優先して調達する動きがあること等から、関係機関による審査を経るために必要な経費や事務を勘案しながら、その導入を検討する。	〃	〃
３．その他の財務状況の改善の取組		
（１）補助金の確保および受託事業の確保		
国、滋賀県等の補助金を最大限に活用することにより、伐採収益の向上を図る。 さらに、事務負担等を考慮しながら、受託事業の確保を図る。 なお、資金の長期的な借入は行わないこととし、滋賀県に対して引き続き管理運営費等に係る支援を要請する。	森林整備の促進等のために補助金の活用および受託事業の確保を図る。	【現　状】事業実施に必要な補助金等は一定確保ができている。 【課　題】引き続き事業量に応じに補助金等の確保 【方向性】事業量に応じた補助金等の確保
（２）経費の削減		
保育や伐採･搬出等の実施にあたって、低コスト作業システムの採用や、管理費の節減等に努める。	ドローンを利用した情報通信技術（ICT）の活用、林業事業体等に対し森林経営計画樹立から森林施業までを委託する長期施業委託等による集約化施業の促進および中間土場の設置による木材の工場等への直送等により業務の効率化を図る。 また、保育、伐採・搬出等において、計画的な路網配置と現地に最適な集出材方法を選択することなどにより事業費の削減に努める。	【現状】 ・林業事業体等に対し長期施業委託等による集約化施業の促進および中間土場の設置による木材の工場等への直送等により業務の効率化を図った。また航空レーザ計測結果の活用や森林クラウドによるデータ解析、ドローンの活用などにより、最適な事業モデルの作成などを行った。 【課題】なし 【方向性】 ・引き続き森林クラウドなど最新技術を活用し、事業費の削減等につなげる。

長期経営計画　　第３期中期経営改善計画　　第４期中期経営改善計画の方向性

４．期間中の収支の見通し

（１）分収造林事業

①分収造林事業

【旧滋賀県造林公社】　（単位:百万円）

	項　目	R3	R4	R5	R6	R7	計
収入	伐採収入	20	20	21	21	23	105
	間伐収入						
	造林補助金(非皆伐)	142	142	142	142	142	710
	造林補助金(保育)	52	39				91
	管理運営費補助	43	36	30	30	23	162
	その他	11	11	11	11	11	55
	計	268	248	204	204	199	1,123
支出	造林事業費	47	44				91
	付帯事業費	24	8	7	7	7	53
	管理費	24	23	23	23	16	109
	分収交付金等	3	3	3	3	3	15
	その他	11	11	11	11	11	55
	計	109	89	44	44	37	323
償還財源		159	159	160	160	162	800

【旧びわ湖造林公社】　（単位:百万円）

	項　目	R3	R4	R5	R6	R7	計
収入	伐採収入			13	9	12	34
	間伐収入	12	12	12	12	12	60
	造林補助金(非皆伐)			168	192	192	552
	造林補助金(保育)	62	61	90	88	88	389
	管理運営費補助	95	87	91	87	87	447
	その他	28	28	28	28	28	140
	計	197	188	402	416	419	1,622
支出	造林事業費	72	72	105	105	105	459
	付帯事業費	32	30	31	26	26	145
	管理費	64	57	56	55	56	288
	分収交付金等	0	0	2	1	2	5
	その他	29	29	29	28	28	143
	計	197	188	223	215	217	1,040
償還財源		0	0	179	201	202	582

［旧滋賀県造林公社］　（単位：百万円）

	項　目	R3	R4	R5	R6	R7	計	備　考
収入	伐採収益	22	17	7	4	10	60	
	造林補助金（保育等）	7	7	7	7	7	35	
	出資金等	73	73	73	73	73	365	
	その他収入	9	9	9	9	9	45	
	計　(A)	111	106	96	93	99	505	
支出	保育等事業費	24	24	24	24	24	120	
	管理事務費	56	56	56	56	56	280	
	分収交付金等	4	3	1	1	2	11	
	その他支出	9	9	9	9	9	45	
	計　(B)	93	92	90	90	91	456	
償還財源　(A)－(B)		18	14	6	3	8	49	

※　伐採収益には、伐採等にかかる補助金を含む。
※　分収交付金等とは、分収交付金および分収に係る調査費（収穫調査費）のことである。分収に係る調査費（収穫調査費）は、計画上、伐採収益の8%相当額を計上している。
※　造林公社の収支見通しであり、滋賀県等の予算措置を担保するものではない。

［旧びわ湖造林公社］　（単位：百万円）

	項　目	R3	R4	R5	R6	R7	計	備　考
収入	伐採収益	－	－	13	18	21	52	
	造林補助金（保育等）	72	72	72	72	72	360	
	出資金等	133	133	133	133	133	665	
	その他収入	17	17	17	17	17	85	
	計　(A)	222	222	235	240	243	1,162	
支出	保育等事業費	102	102	102	102	102	510	
	管理事務費	103	103	103	103	103	515	
	分収交付金等	－	－	2	3	4	9	
	その他支出	17	17	17	17	17	85	
	計　(B)	222	222	224	225	226	1,119	
償還財源　(A)－(B)		－	－	11	15	17	43	

※　伐採収益には、伐採等にかかる補助金を含む。
※　分収交付金等とは、分収交付金および分収に係る調査費（収穫調査費）のことである。分収に係る調査費（収穫調査費）は、計画上、伐採収益の8%相当額を計上している。
※　造林公社の収支見通しであり、滋賀県等の予算措置を担保するものではない。

百万円

償還財源（分収造林事業）	R3	R4	R5	R6	R 7	計	達成率
計画	18	14	17	18	25	92	366%
実績	53	64	123	69	28	337	

【旧滋賀県造林公社】　百万円

項目	R8	R9	R10	R11	R12	計
収入	100	100	104	102	99	505
支出	99	97	101	97	97	491
償還財源	1	3	3	5	2	14

【旧びわ湖造林公社】　百万円

項目	R8	R9	R10	R11	R12	計
収入	199	195	193	202	183	972
支出	183	178	183	180	176	900
償還財源	16	17	10	22	7	72

長期経営計画	第３期中期経営改善計画	第４期中期経営改善計画の方向性

（２）分収育林事業【旧びわ湖造林公社】

②分収育林事業

（単位：百万円）

項目	R3～R7
事業収入	32
事業支出	29
償還財源	3

（単位：百万円）

項　目	R3	R4	R5	R6	R7	計	備　考
事業収入　(A)	9	－	24	－	16	49	
事業支出　(B)	9	－	23	－	16	48	
償還財源　(A)－(B)	0	－	1	－	0	1	

※　造林公社の収支見通しであり、滋賀県等の予算措置を担保するものではない。

百万円

償還財源（分収育林事業）	R3	R4	R5	R6	R 7	計	達成率
計画	0	－	1	－	0	1	400%
実績	－	1	3	－	－	4	

すべての分収育林事業地において、第３期中期経営改善計画期間に最終伐採を予定し、対象事業地が存在しないため、第４期中期経営改善計画ではこの項は設けない。

５．長期借入債務の弁済

滋賀県(および兵庫県[滋賀県造林公社])に対する長期借入債務については、平成23年3月30日に成立した特定調停の調停条項に従い、伐採に基づく収益が生じたときに弁済していく。

長期債務の弁済計画

［旧滋賀県造林公社］　（単位：百万円）

項　目	R3	R4	R5	R6	R7	計
滋賀県 97.137112%	154.2	154.6	155.0	155.4	156.8	776.0
兵庫県 2.862888%	4.5	4.6	4.6	4.6	4.6	22.9
計	158.7	159.2	159.6	160.0	161.4	798.9

［旧びわ湖造林公社］　（単位：百万円）

項　目	R3	R4	R5	R6	R7	計
分収造林事業			179.0	200.3	202.1	581.4
分収育林事業	0.8		2.6		1.3	4.7
計	0.8	0.0	181.6	200.3	203.4	586.1

滋賀県および兵庫県に対する長期借入債務については、平成２３年３月３０日に成立した特定調停の調停条項に従い、伐採等に基づく収益が生じたときに弁済していく。

滋賀県および兵庫県に対する長期借入債務については、平成２３年３月３０日に成立した特定調停の調停条項に従い、伐採等に基づく収益が生じたときに弁済していく。

長期経営計画	第３期中期経営改善計画	第４期中期経営改善計画の方向性

第５章　組織体制の改善に関する事項

１．事務局体制の整備と人材の育成・確保

（１）事務局体制の整備

①専任の経営責任者の設置

新法人への移行を機会に、木材の生産と販売や企業からの資金導入の取り組み等について機動的に対応するとともに、より自律的な運営の確保と経営責任の明確化を図るため、専任の経営責任者（理事長）を置く。

②事務局体制の合理化･効率化

木材の生産と販売や企業からの資金導入の取り組み等の新たな業務に対応するため、事務局を森林管理、営業、契約管理、総務企画の各部門に再編する等、事務局体制の合理化･効率化を図る。

また、分収造林契約の変更･解約、木材生産･販売等を効果的に行うため、組織内の横断的体制（チーム）を必要に応じて編成する。

分収造林事業等をはじめとした公社事業を着実に実施するため、各年度における事業に対応した合理的かつ効率的な事務局体制の整備を一層図る。

また、専任の経営責任者については、将来的な設置も見据えて引き続き検討を行う。

【現状】

・業務を円滑に推進するため、総務・企画開発課、契約管理課、森林管理課、生産販売課による編成で公社事業の推進を図っている。

【課題】なし

【方向性】

・分収造林事業など公社の事業を着実に進めていくために必要な事務局制を維持し、効率的な組織を編成する。

（２）人材の育成・確保

退職等による職員構成の変化や事業の進捗等に応じ、滋賀県等の関係機関と協議･調整等を行いながら、適切な人員の確保を図る。

この中で、民間の経営ノウハウを活かすため、企業経営経験者等の登用を検討するほか、営業部門について木材販売に関する営業経験のある人材の採用等を検討する。

また、高性能林業機械を活用した低コストの作業システムや木材の仕分け等の必要な知識や技能について、研修の実施や企業等における研修への派遣により人材の育成を図る。

退職等による職員構成の変化や事業量等に応じ、滋賀県等の関係機関と協議・調整等を行いながら、適切な人員の確保を図る。

ICT 化の導入を積極的に図り業務の効率化を推進するため、ICT 分野に精通した人材の育成に努める。

効率的な路網の配置等による生産性の向上や木材の造材・仕分けなど木材の生産・販売についての知識・技術の習得や公社の持つこれまでの情報・経験の継承により職員の資質の向上に努める。

回

技術研修等の実施	R3	R4	R5	R6	R 7
計画	6	6	6	6	6
実績	12	11	9	8	8

＜経営評価結果＞ 第５章 組織体制の改善に関する事項

〇令和８年度以降の必要な取組

・今後の公社の健全経営のためにも、引き続き技術研修の実施に加え、情報や経験の継承に取り組むことで、より一層の職員の育成に努めるとともに、地域林業の牽引役としての役割を果たしていけるよう努める。

◎経営評価委員会意見

・今後も引き続き、この方向で進められたい。

【現状】

・人員の確保等については、退職等による職員構成の変化や事業量に応じ、業務に支障を来さないよう必要な人員を確保した。

・作業道作設や搬出技術、木材の仕分け販売等について、研修等を通じ人材の育成等に努めた。

【課題】

・計画期間中に公社プロパー職員の定年退職が到来するため、県派遣または再雇用を含む人員の補充が必要となる。

【方向性】

・業務に支障を来さないよう、滋賀県等の関係機関と協議・調整等を行いながら、適切な人員の確保を図る。

・公社の事業を請け負う事業者の人材育成や公社職員のスキル向上に努める。

回

	R8	R9	R10	R11	R12
技術研修等の実施	6	6	6	6	6

長期経営計画	第３期中期経営改善計画	第４期中期経営改善計画の方向性

第６章　その他経営の改善に関し必要な事項

１．経営の透明性の向上と関係者の理解の醸成

（１）関係者への情報の提供・発信

琵琶湖･淀川の水源かん養やCO2吸収等の公社林の公益的機能、森林整備、木材生産･販売等の事業の状況、経営の状況等について、広報誌やホームページ等を通じ、土地所有者、社員、滋賀県をはじめとする琵琶湖･淀川流域の住民、企業等に積極的に情報の提供、発信を行い、経営の透明性の向上と公社事業についての理解の醸成を図り、また販路開拓等につなげる。

（１）水源涵養をはじめとした公社林の多面的な価値および経営状況の発信

森林整備や木材の生産・販売等の公社事業を通じた持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）への貢献の視点を踏まえ、公社林における琵琶湖・淀川の水源涵養をはじめとした公益的機能の価値や森林保全・整備の重要性について積極的に発信するとともに、木材生産・販売等の事業の状況、経営の状況等について情報の提供・発信を行い、公社経営の透明性の向上と公社事業についての理解の醸成を図る。

【現状】
・公社ホームページに事業計画等の情報を随時掲載している。
・交流会、各種イベントに参加し、情報発信している。

【課題】積極的な情報発信

【方向性】
・奥地水源林が将来にわたって公益的機能を持続的に発揮する必要性や重要性、公社の森林整備情報について積極的に発信する。

（２）地球温暖化防止に向けた取組の推進

「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向け、CO_2吸収量増加への取組を強化し、地球温暖化の防止に貢献する。

t-CO_2

公社林における CO_2 吸収量	R3	R4	R5	R6	R 7	計	達成率
計画_	300	750	750	800	775	3,375	135%
実績	292	1,081	1,117	1,080	1,000	4,570	

【現状】
・滋賀県森林 CO_2吸収量認証制度に基づき、森林整備や木材生産の実績に対し認証を受けた。

【課題】なし

【方向性】
・森林整備や木材生産を行った場合には、引き続き本制度を活用し、公社林の森林吸収源としての価値を発信していく。

t-CO_2

公社林における CO_2 吸収認証量	R8	R9	R10	R11	R12	計
	928	921	952	942	861	4,604

長期経営計画	第３期中期経営改善計画	第４期中期経営改善計画の方向性

（２）森づくり活動等への参画の促進

企業の森(琵琶湖森林づくりパートナー協定)の導入を進めるほか、滋賀県、環境関連団体、林業関連団体、ボランティア団体等が実施する森林づくり活動等と連携を図りながら、公社の森林を活用した森林づくり活動を進めるとともに、これらの団体等が行う森林づくり活動等への参画、活動指導への協力、協賛等により、滋賀県をはじめとする琵琶湖･淀川流域の住民等の公社事業に対する理解を促進する。

（３）企業と連携した森林づくり等の促進

企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）、Ｊ－クレジット（びわ湖・カーボンクレジット）制度等の活用により、企業等の社会貢献活動との連携を図るとともに、企業等が実施する森林づくり活動に参画することにより、琵琶湖・淀川の水源林等としての役割について理解の醸成を図る。

件

企業等と連携した森林づくりの取組数	R3	R4	R5	R6	R 7
計画	3	4	5	6	7
実績	3	4	7	7	2

t-CO_2

Ｊ－クレジット認証量	R3	R4	R5	R6	R 7	計	達成率
計画_	300	300	600	600	600	2,400	160%
実績	312	305	727	0	2,491	3,835	

＜経営評価結果＞ 第６章 その他経営の改善に関し必要な事項

〇令和８年度以降の必要な取組

・Ｊ-クレジット認証には時間が掛かることから、早期申請に努める。

・引き続き、各取り組みを通じて公社林が果たしている公益的機能を見える化し、公社林の社会貢献度を発信することで、公社事業に対する更なる理解の醸成を図る。

◎経営評価委員会意見

・今後も引き続き取り組みを進められたい。

【現状】

・琵琶湖森林づくりパートナー協定を締結している企業等から受領した森林づくり費用を活用し、保育間伐等を実施するとともに、協定先のニーズに応じ、社員等を対象した森林保全活動の実施や、森林調査のためのフィールド提供等を行った。また、企業等との連携により、県民等を対象とした森づくりイベントへの参画、地域材利用施設への木材供給に取り組んだ。

・J-クレジットについては、これまで約 3,000t-CO2 の創出を行い、約 1,200t-CO2 を販売したところ。

【課題】 協定先企業等の開拓、ニーズの把握

【方向性】

・引き続き企業等との連携や、J-クレジットの取組を進め、収益を上げるとともに、公社による環境貢献への取組を発信し、公社事業への理解を促進する。

件

企業等と連携した森林づくりの取組数	R8	R9	R10	R11	R12
	2	2	2	2	2

t-CO_2

J-クレジット取引量	R8	R9	R10	R11	R12	計
	300	300	300	300	300	1,500

２．その他経営の改善の取り組み

（１）森林法に基づく森林経営計画の策定

記載無し

伐採や保育施業等にあわせて、順次、森林法に基づく森林経営計画等を策定する。

【現　状】森林法に基づく森林経営計画を策定し対応した。
【課　題】なし
【方向性】今後も順次森林経営計画の策定を行う。

（２）森林資源管理台帳の維持管理

②森林資源管理台帳の整備

採算性による森林区分、森林整備、木材生産･販売等を適切に行うため、事業地の森林資源の状況について地図情報システム(GIS)を活用した森林資源管理台帳の整備を引き続き進め、その適切な維持管理を行う。

地理情報システム（GIS）を活用した森林資源管理台帳の整備を引き続き進め、その適切な維持管理を行う。

【現　状】GIS を活用した森林資源管理にかかる台帳整備に努めた。
【課　題】なし
【方向性】今後も順次台帳の整備を行う。

長期経営計画	第３期中期経営改善計画	第４期中期経営改善計画の方向性
３．計画の進行管理		
これまでの累積債務問題への対応にあたって事業の見直し等が十分でなかったことの反省を踏まえ、経営計画の実施状況等を適切に把握し、評価を行い、事業や計画の見直し等に反映する等、PDCA（Plan、Do、Check、Action）のサイクルによる不断の経営改善を行う。 このため、県の特別な関与に関する条例に基づき、滋賀県の指導・助言を受けながら、毎年度の事業計画に対する実施状況等について、外部の有識者等による評価委員会を設置し客観性を確保しつつ自己評価を行い、その結果を踏まえ、必要な場合は事業の内容や実施方法の改善・充実、経営計画の見直し等を行うものとする。	毎年度の事業計画に対する実施状況等について、評価委員会の意見を踏まえつつ自己評価を行い、その結果を踏まえ、必要な場合は事業の内容や実施方法の改善・充実、中期経営改善計画の見直し等を行う。	【現状】 ・毎年度の事業計画に対する実施状況等について、評価委員会の意見を踏まえつつ自己評価を行い、事業や計画の見直し等に反映する等、PDCA サイクルによる経営改善を行っている。 【課題】なし 【方向性】経営評価の実施
４．関係者への支援要請と連携		
保育事業、伐採事業等を計画的に推進していくため、滋賀県等に対し補助金の確保、獣害対策、更新状況等のモニタリング調査と植栽等が必要な場合の対応、公益的機能の評価手法の調査、必要な人材の確保および育成等について支援・協力を求める。 また、全国森林整備協会等を通じ、他の林業公社と連携を図り、木材生産と販売の手法、分収造林契約変更等について情報交換を図り経営に活かすとともに、国等関係機関への共同要望、共通課題について検討等を行う。	森林整備、木材の生産および販売を計画的に推進していくため、滋賀県等に対し補助金や人員・人材の確保を要請することをはじめ、次の事項について関係者への支援・協力の要請や関係者との連携を進める。 （１）森林整備、木材の生産および販売等に係る補助金等の確保 （２）公社事業を確実に実施するための人員・人材の確保 （３）公社林における公益的機能の持続的発揮に向けた森林環境譲与税等の活用 （４）シカの頭数調整等の獣害対策の強化 （５）事業地の奥地化に対応した新たな木材生産・搬出技術に対する指導助言 （６）びわ湖材製品の流通体制の整備や非住宅分野への需要の創出などによる公社材の販路確保への支援 （７）林業・木材産業を支える担い手の確保および人材の育成等への支援 （８）県民をはじめとする琵琶湖・淀川流域の住民等への理解の醸成に向けた情報提供・発信、滋賀県が実施する森林づくり行事への参画等 また、全国森林整備協会等を通じ、木材生産と販売の手法、分収造林契約変更等について、関係者との情報交換を行い経営に活かすとともに、国等関係機関への共同要望、共通課題について検討等を行う。	【現状】 ・県に対し補助金や人材の確保などの要望を行うとともに、全国森林整備協会を通じて国に対し要望を行った。 【課題】関係者とのさらなる連携 【方向性】 ・引き続き県等に対し補助金の確保、獣害対策、更新状況等のモニタリング調査や対応、必要な人材の確保および育成等について支援・協力を求める。